

平成29年8月25日
令和2年9月25日改正
令和5年3月27日改正
令和6年2月26日改正
令和8年3月25日改正

見附市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」

見附市農業委員会
会長 関谷 常夫

「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき、見附市農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する新潟県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する見附市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び最適化推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	2,620ha	0.18ha	0.01%
3年後の目標 (令和11年3月)	2,620ha	0ha	0%
目 標 (令和15年3月)	2,620ha	0ha	0%

(2) 具体的な取り組み方法

農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、農地パトロール等により、遊休農地の現状を把握し、所有者への是正指導を徹底するとともに、利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸し付けを促すほか保全管理の徹底を図ることにより、一層の遊休農地解消を図る。

(3) 評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする、

2. 担い手への農地集積について

(1) 担い手への農地集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	2, 6 2 0 ha	1, 6 3 0 ha	6 2 %
3年後の目標 (令和11年3月)	2, 6 2 0 ha	2, 1 3 4 ha	8 1 %
目 標 (令和15年3月)	2, 6 2 0 ha	2, 3 8 4 ha	9 1 %

(2) 具体的な取り組み方法

市策定の「地域計画」に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域での農業者の状況把握に努めるとともに、地域での話し合いの場に積極的に参加することにより、農地中間管理事業や農業経営基盤強化促進法を活用し、担い手への農地集積を推進する。

(3) 評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする、

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和8年3月）	3人 （0.3ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （令和11年3月）	7人 （1.5ha）	3法人 （3ha）
目 標 （令和15年3月）	10人 （5ha）	10法人 （10ha）

※新規参入者数（個人）は、親元就農を除く。

(2) 具体的な取り組み方法

新規参入者の掘り起こしを行うとともに相談に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が農地の利用権設定の調整を図り、新規参入者と農地所有者の橋渡しなど支援活動を行う。また、効率的かつ農業経営の安定化のため、新たな法人の設立に向けての支援を進める。

(3) 評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 新規参入の促進について

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ①日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ②農家への声掛け等による意向把握
- ③「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ④農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ⑤「地域計画」の定期的な見直しへの協力